

第3回守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会議事録

開催日時	平成27年12月25日（金）午後1時から
開催場所	旧三洋電機守口第一ビル 2F 中会議室
議 題	(1) 開会 (2) 議題 守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（案）に関する審議 (3) その他 今後の会議日程について (4) 閉会
出席者	委員 17名

(1) 開会

○出席人数

(議長) 本日の出席人数の報告を願う。

(事務局) 本日の出席者は定数20名中16名。(遅れて1名出席)

(議長) 守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会規則第4条第2項の規定に基づき定足数に達しているため、会議は成立。

○配布資料確認

(省略)

(2) 議題

【守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（修正案）に関する審議】

(事務局) 「第1回守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会（第3回懇話会時配布）、資料7、守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（修正案）平成27年12月25日版」について説明する。前回の懇話会で「資料7、守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（修正案）」の審議・修正を行った箇所について説明する。今回配付資料には、修正箇所に黒くマーカーを施している。

「第2章 守口市次世代育成支援後期行動計画の評価と課題」について、第2章の11頁の真ん中に、「施策目標1. 子どもの豊かな成長支援」の「推進項目4. 思春期保健対策の充実」についての現状と今後の方向性が記載されている。上段の2行が現状で、矢印の先に太字で書かれている内容が今後の方向性である。当初書かれていた現状の内容と、今後の方向性の内容において重複している箇所があるとの指摘から、重複箇所を削除。第3章の「推進項目4. 思

春期保健対策の充実」は、今後関係機関との連携が重要になってくるとの指摘から、関係機関との連携に関する文言を追加した。

「第3章の施策目標別の展開」について、分冊の「第3章 施策目標別の展開」では、本編の次期次世代育成支援行動計画で検討としている30の事業・取組みについてのみ記載するため、本編で決定した事業・取組みについては、施策目標・推進項目別に掲載する部分は省略することとしていた。

そのため14頁の施策目標と推進項目の表の下は、「推進項目1. 子どもと母親の健康確保」、「推進項目2. 就学前の教育・保育の充実」の記載がない。しかし、推進項目1と2が省略されている旨の説明がなく、推進項目3から始まると混乱するという指摘が前回あったため、14頁の表の下に「推進項目1. 子どもと母親の健康確保」、「推進項目2. 就学前の教育・保育の充実」を記述し、「本編にて記載しているため、掲載を省略している」との説明を追加することとした。他の施策目標においても省略している推進項目について同様の取扱いとした。また、施策目標4と施策目標5は、今回の計画（分冊）で取り扱う30の事業・取組みを掲載する推進項目が1つもないため、当初は施策目標ごと掲載を省略していたが、混乱を避けるため、施策目標のリード文と表は掲載し、推進項目の掲載のみを省略することとした。そのため、13頁に掲載の「第3章 施策目標別の展開の見方」には、「本編にて次期次世代育成支援行動計画で検討することとした30の事業・取組みを掲載していない施策目標・推進項目については、本編にて記載しているため、掲載を省略する」旨の記述を追加した。また、今回新たに追加する事業・取組みがあることからその内容の記述を追加した。

次に14頁の「推進項目3. 生きる力を育む教育環境の整備」のリード文にキャリア教育についての記述が必要でないかとの指摘があったことからキャリア教育の記述を追加した。また、前回懇話会でも説明したが、守口市では小学校と中学校9年間の義務教育を1つの校舎で一貫して行うことのできる学校が平成28年4月1日開校予定であり、小・中一貫教育は本市の教育を特徴づける大きな柱であることから、新たな事業・取組みとして、15頁に「施策 No.25 小・中一貫教育の推進」を追加し、14頁の推進項目3のリード文にも新たな取組み・事業を追加する旨の記述を追加した。

次に、「施策 No.27 職場体験学習」について、事前学習と事後学習が重要との指摘があったことから、事前学習を踏まえた職場体験学習を行い、事後学習にも取り組んでいることがわかる文言に修正した。

次に17頁、「施策 No.31 図書環境の充実と読み聞かせ」について、ムーブ21だけでなく、エナジーホールでも充実を図って欲しいとの指摘があったことから事業展開について検討したが、エナジーホールとムーブ21では施設の違いや指定管理の契約内容、現状の職員体制等を踏まえて、現状では難しいと考える。ただ17頁に記載している「市内図書室の図書環境の充実」には、エナジーホールや各公民館の図書室も含むことから、市内図書室の例示として、「ムーブ

21 やエナジーホールなどの」という文言を追加した。

「施策 No.32 中学校校区連携推進協議会（すこやかネット）」に学校支援コーディネーターの活動を追加してはどうかとの提案があったことから、学校支援コーディネーターの活動についての記述を追加した。学校支援コーディネーターが地域と学校のつなぎ役となり、地域住民が、授業学習補助や学校の環境整備、登下校時の安全パトロールなどの支援に参加しており、支援の対象は子どもだけでなく、小・中学校運営にかかわることから、対象者アイコンを「他」と表記し、対象を市立小・中学校とした。

次に 18 頁、「推進項目 4. 思春期保健対策の充実」のリード文について、先ほどの「第 2 章 守口市次世代育成支援後期行動計画の評価と課題」でも指摘のあったとおり、今後、関係機関との連携が重要になってくることを踏まえ、関係機関との連携についての記述を追加した。

次に 19 頁、「施策 No.41 薬物乱用防止教室の開催」について、前回会議後に委員から、更生保護女性会が保護司会とともに学校へ出向き薬物乱用の防止に関するビデオ上映会を行うなどの活動を行っているとの報告を受けたことから更生保護女性会の文言を追加した。

また「施策 No.41 薬物乱用防止教室の開催」と「施策 No.42 非行防止教室の開催」について、薬物乱用や非行の低年齢化を踏まえ、小学校 1 年から 4 年生も対象にしてはどうかと指摘があったことから事業展開を検討したが、関係機関の協力を得て行う授業については、市独自の判断で対象を広げることは難しいが、通常の授業時には、小学校 1 年生から 4 年生でその年齢に応じた指導を行っており、そのことがわかりやすくなるよう、当初、「内容・今後の展開」欄は分割していなかったが、分割し、上段では授業において行う指導の記述、対象者を市立小学校に通う児童・市立中学校に通う生徒と変更し、下段では薬物乱用防止教室もしくは非行防止教室を通して保健対策の充実を行う旨の記述とし、対象者を市立小学校に通う 5 年生・6 年生と市立中学校に通う生徒とした。

次に、「施策 No.43 性に関する学習」について、当初の名称は「性教育・エイズ教育」だったが、性教育として性感染症の勉強をする中でエイズを学ぶものであり、特にエイズ教育を重点的に学ばない限りエイズ教育を事業・取組み名称に入れるのは好ましくないという指摘があったことから事業名称を「性に関する学習」に変更した。また、19 頁の施策 No.41 から 43 について、保護者を対象にした事業展開を検討してはどうかとの指摘があったが、各中学校区で行っている教育フォーラムにおいて、保護者に向けて保健対策の講演を行うことはあるが、各中学校区ごとに講演会のテーマが異なり、また毎回テーマも変わるため、教育フォーラムについての記述は追加しないこととした。

次に、21 頁の「推進項目 6. 食育の推進」について、生活習慣病の低年齢化を踏まえた食育の内容を検討してはどうかと指摘があったことから、推進項目 6 のリード文に、「生活習慣病の低年齢化が進行していることを踏まえ、健康的

で規則正しい食習慣の定着に努める」との文言を追加した。

次に「施策 No.48 小・中学校における食育」について、保護者も対象とした事業展開の拡大をしてはどうかとの指摘があった。「推進項目 4. 思春期保健対策の充実」でもあったとおり、各中学校区で行っている教育フォーラムで保護者向けに食育関連の講演会を行うことはあるが、各中学校区ごとに講演会のテーマが異なっており毎回テーマも変わるため、教育フォーラムについての記述は追加しないこととした。

次に 22 頁の「推進項目 3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進」のリード文について、10 年前と比較し子どもを取り巻くインターネット環境が変化していることについて記述してはどうかとの指摘があったことから記述を追加した。

次に「施策 No.66 書店・コンビニ・商業施設等の立入調査」について、削除も含めて検討してはどうかとの指摘があったが、今後も継続していく事業・取組みであり、書店やコンビニ、レンタルビデオ店への有害図書類等の陳列・販売方法等の自主的措置を働きかけていくだけでなく、商業施設への夜間立入制限の状況等を把握する調査もこの事業・取組みに含んでいることから、事業・取組み名称に「商業施設」という文言を追加し、「内容・今後の展開」欄にもその旨の記述を追加した。また、青少年育成指導員の夜間見回り活動等の事業・取組みを追加してはどうかとの提案があったが、本編 77 頁の「施策 No.135 青少年育成指導員による街頭サポート活動支援」ですでに掲載していることから新たな事業・取組みとしては追加しないこととした。

次に 23 頁の「施策 No.67-2 情報モラル教育の推進」の事業・取組み内容について、小・中学校の授業での取組みや保護者向けの講座の充実を検討してほしいとの指摘があった。教育センターは、要望があれば教職員向けに研修会を実施し、また、小・中学生やその保護者向けにも出前授業を行っていくことで、小・中学校の授業での取組みや保護者向けの講座の充実につながると考えられるため文言の修正はしないこととした。また、対象者がわかりにくいとの指摘があったが、主に小・中学生とその保護者が対象ではあるものの、対象は限定せず地域住民も参加できることからこの表現が適切であると考えた。

次に、「施策 No.68 青少年の非行防止活動への支援」について、街頭啓発活動等は、青少年問題協議会や青少年育成指導員が中心となって行われていることから、冒頭に「青少年問題協議会や青少年育成指導員が中心となって」という文言を追加した。

次に、24 頁の「施策目標 3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進」のリード文について、障がい者差別解消法が平成 28 年 4 月 1 日より施行されることから障がい者差別に関する記述を追加してはどうかとの指摘があったが、この施策目標にある人権尊重や人権教育には障がい者差別の解消も含まれているが、人権尊重には性別や人種等の差別解消もあり、障がい者差別のことだけを記述するとバランスを欠くと判断し、記述の追加はしないこととした。

次に「施策 No.82 子どもサポート体制の充実」について、当初、高校生も対

象としていたが、積極的にサポートできるのは小・中学生だけではないかとの指摘があったことから対象者を小・中学生に変更した。ソーシャルワーカーと記述していた部分についても、不登校や立ち直り支援に派遣されるのはスクールソーシャルワーカーであるとの指摘からスクールソーシャルワーカーと文言を修正した。

次に 27 頁の「施策 No.124 視聴覚機材等貸出事業」について、当初は視聴覚ライブラリー事業という名称だったが、近年、視聴覚ライブラリーの貸出の需要が少なくなり、平成 27 年 12 月に「視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例」が守口市議会で可決された。しかし、家庭教育を推進するために、PTA や教育、保育関係者への視聴覚機材等の貸し出しを行ってきた経緯もあり、今後も視聴覚機材等の貸し出しは継続していく必要があるため、名称を変更した。

また、「施策 No.125 子ども体験学習」について、ムーブ 21 だけでなくエナジーホールでも充実を図って欲しいとの指摘から、事業展開について検討したが、エナジーホールにおいてムーブ 21 と同様の事業を行うことは、施設の違いや指定管理の契約内容、現状の職員体制を踏まえると現状では難しいと考え、追加しないこととした。

以上が前回懇話会での議論を踏まえ修正を行った変更箇所である。

(議長) 公民館にかかわる事項が第 2 回会議時に、次回までに結論が出ているであろうとのことだったが、そのことについて説明を求める。また、市の機構改革に伴い担当部署等が変わった場合、その事業の継続性について説明を求める。

(事務局) 前回の会議時、公民館の廃止を含めた地区コミュニティセンター条例が議会に提出されていると説明した。前回の会議開催日が当該議案を扱う特別委員会で結果は継続審議となった。平成 28 年 2 月・3 月に行われる今年度最終の議会で再審議と聞いている。議会の動向により、懇話会委員の任期中に結論が出ない可能性もある。ただし、事業の存続等は担当部署が変わったとしても継続する必要があると聞いているので、議会で結論が出れば市で責任をもって変更する予定。また所管課については、12 月議会に事務分掌条例の一部改正条例が提案され、生涯学習に関すること、青少年に関すること、スポーツに関すること等が、従前は教育委員会が所管していたが、市長部局である市民生活部の所管として提案され可決された。課の名称は従来の生涯学習課、スポーツ青少年課と掲載があった。万が一変更等があれば、市で責任を持って対応する。

(議長) 所管が変わっても事業としては継続し、名称変更に関しては事務局側が責任をもって変更するということでよいか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 文言の訂正を願う。18 頁・19 頁の更せい保護女性会の「せい」という字は「正しい」でなく、「生きる」である。

(事務局) 次回までに訂正する。

(委員) 希望を出せば住んでいる地域の中学校でなく、他の区域の中学校に行く事ができると聞いたことがあるが、守口市でも可能なのか。

- (事務局) いじめや不登校等の理由により個別事情で区域外通学を一部認めているが、基本的には認められない。
- (委員) 市民への周知はされているのか。計画(分冊)に小・中一貫教育の推進と書かれているが、これは何かあったとき必ずその中学校に行かないと駄目で親にとって選択肢が狭まることはないと考えていいか。
- (事務局) 校区のところに通うことが原則となるので、記述方法については検討する。
- (議長) 小・中一貫教育の「一貫」とは、一貫教育法に対する「一貫」ということで全ての小・中学校で一貫教育を目指すという意味ではないのか。
- (事務局) 本市が行っている小・中一貫教育は、全中学校区単位で1年生から9年生までの義務教育期間を通した一貫教育とする学習を目指している。
- (委員) 小・中一貫教育は、国全体の流れで多くの市町村が取り入れている。近隣市町村では寝屋川市が守口市に先だち小・中一貫教育を取り入れている。学校の施設が一体型の場合や施設が分離されている場合もあるが、要は小・中学校が連携して子どもたちを支えていこうということ。9年間を同じ校舎で過ごすというわけではなく、全学年の全教育において連携しながら教育を行っていくという姿勢と考えてもらいたい。
- 委員から発言があった校域外就学について、東京など学校選択制を採り入れているところがあるが、問題点もたくさんある。子どもたちにとって集団登校や地域で学ぶことはとても大切な部分で地域で子どもを育てていくという観点を守口市は重視している。ただし、いじめや不登校等の理由により、子どもにとって不利益になる場合は、区域外就学を認めている。区域外就学については教育委員会のホームページにも若干ではあるが掲載されているはず。
- (委員) 小学校の区域で中学校受験をする場合は、どうなるのか。小学校は地域の小学校に行き、中学校は私学を受験するという選択肢がこの文言では消えてしまうのではないか。区域の小学校に行きながら、その小学校が一貫校であった場合、中学校を受験するときはどうなるのか。
- (委員) 親が、私学の小学校に入れる場合、私学の中学校に入れる場合などがあり、各家庭の考え方に基づいている。施設一体型の小・中一貫校と小・中一貫教育は同じものではない。一貫教育とは、小学校と中学校があって、互いに小・中学校で結びつきながら子どもを育てていこうというもの。あくまで小学校と中学校なので、小学校6年間を終えて、私立の中学校を望むという人はいる。京都では、施設一体型の小・中一貫教育校でも小学校に6年間行った後、私学を受けている人もいる。
- (委員) この文言ではわかりにくい。
- (議長) この会議は市長に対する諮問機関で、市の考えを受け入れるための機関ではない。市は、計画(分冊)に記載のある「めざす子ども像」というものを目指している。それに対し、委員の意見として、違う道も開いて欲しいという言い方もある。
- (委員) 現在、親の選択肢はすごく広がっていて、小学校から受験する人もいる。去

年、守口市で事件があった学区では、市が行う対応によく「小・中一貫教育だから」という言葉が多く出てくるが、その割に小・中一貫教育とは何なのかが見えてこない。小・中一貫教育を推進していると言うのなら、何をどのようにしているのかが見えてこない、親としては不安がある。

(事務局) 小・中一貫教育の推進は、従前までは小学校と中学校が必ずしも一貫して教育を行っていなかったという反省のもとに立っている。小学校から中学校に進学するなかで、教科や教科指導、学習内容など大きく変化するが、不登校問題や非行問題などの中1ギャップというものが取りざたされた。それを解消するために出てきたものが小・中一貫教育と考えている。その中で、他府県では小・中学校が一体となって進めていくことにより中1ギャップなどが解消された事例もある。決して保護者の選択を狭めたり、枠にはめて必ずこうでなければならぬというわけではなく、小学校6年間を終えて私立中学校等に行く人が何か不利益を被るようなことも考えていない。

(委員) 小・中学校一貫教育で非常に連携が深まり、子どもたちをよりよい環境においてあげられるということに納得はいくが、教育とは教師の質の高さが一番の問題である。例えば、担任の先生があまり質の高くない先生であった場合、非常に不幸と言う方もいる。私自身も教育の場におり、長い研究で、質の高い先生、質の普通の先生、質の低い先生が子どもを少人数や大人数で預かった場合、少人数で質の高い先生に教えられた子どもたちは、非常に出来が良い。子どものIQとかではなく、教師がそれだけ責任をもっているということ。世界の学校に行っても同様の話を聞く。守口市が小・中一貫教育で非常に立派な建物を建て、地域性を無視した形ではなく、地域でやっていこうということであれば、先生方の研修もしっかり行い、市の教員はとて立派だということにして欲しい。最近は精神的なクリニックに行かれる不登校が原因の小・中学校の子どもよりも、先生の方が多いという統計が出ている。守口は昔は文教ですごく立派な市だったので、それを目指して欲しいと心から願う。

(議長) ここの文言はどうするか。学力向上などの文言を入れる必要があると思う。そうすることで範囲が限定され、目的がわかる。先ほど中1ギャップとあったが、一番の目玉だと思う。教育の場面では中1ギャップなどのいろいろなギャップがあるので、それをスムーズにするために推進するとあれば、小・中一貫をする意味もわかりやすくなるのではないかな。

(委員) 私立中学校のパンフレットなどのほうが小・中一貫教育をわかりやすく書いてある。市と比べると違えると思うが、小・中一貫教育の文言が出てくれば、保護者はきっと同じと思うであろう。そのような一言があるとわかりやすいのではないかな。新校舎が建ったところでは小・中一貫教育が進んでいるが、古い校舎のままの地域はどうなのかという疑問になる。中1ギャップや学力などの文言とともに小中一貫教育の説明をしてあると分かりやすい。

(委員) 小・中一貫教育については教育委員会が冊子を出していて、広報にも出ている。小・中一貫教育を語ると、短い文章でなく1冊の本になってしまう。計画

(分冊)にはエッセンスを載せているような状態で、1冊の本の内容をコンパクトにまとめようというのは難しい。一番の根幹は義務教育は6・3制ということで、従来までは6と3は、そんなに繋がっていなかったが、今後は義務教育9年間で子どもたちを見ていく。先生もそういう意識を持ち、中学校を卒業する時に、学力や心の強さなどを身に着けて行かなければならないという観点がここに書かれていればよいと思う。

(事務局) 象徴的な中1ギャップと言う言葉だが、中1ギャップという言葉はいろんな捉え方をされており、その言葉自体を出してしまうと混乱が生じる可能性がある。中1ギャップという言葉を出すのは難しい。学校でも学力向上には授業改善ということで非常に力を入れている。今までは時間通りに来て、席に座って授業を受けるという、子どもたちを育ててきたように思うが、これから生きる子どもたちにとって必要な学力観や学力は変わってきている。小・中学校の教師や地域の方、保護者の方も含めて、今後どのようにしていくかということが非常に大切になってきている。教育委員会の冊子でもそのような内容が記載されている。その中からもう少しわかりやすい言葉を抽出して入れることは可能と考える。

(委員) 小・中一貫校の地元の小学校に入ろうと思ったら、親は就学という点では、小学校入学の時点で中学校まで見据えるという考え方をもたなければならない。小学校があり、中学校があり、小・中一貫校があるというこれだけの選択肢がすでにあるのであれば、守口市内をオール守口と考えて、保護者の選択肢を広げることをしなければならないのではないか。そういったことをしたときに行政として非常にデメリットや混乱が生じるという点があるのなら教えていただきたい。選択肢を広げることで混乱が生じるのか。

(事務局) 小・中一貫教育というのは、施設一体型と施設分離型がある。さつき学園は平成28年4月1日に施設一体型の小・中一貫校となるが、施設分離型であっても、小・中一貫教育を進め、その中学校区の中で「目指す子ども像」はどのようなかということ、学校、保護者、地域の方と話しながら、今実際に掲げているところである。小・中一貫教育というのは、現時点でも全ての中学校区で行っていることで、小学校は小学校、中学校は中学校という教育でなく、小学校の教師であっても中学校の3年間に責任を持ち、中学校3年生の担任であっても、小学校でどのように学んできたのか責任を持ち、授業を作っていくという考え方。もちろん施設については新しい学校、これから一緒になる学校ということがあるかもしれないが、小・中一貫を目指した教育というのはどの学校でも行っていく。

(委員) 混乱は起きないのか。先ほど東京の例が出たと思うが、やはり1つの学校へ集中したというようなことが制度初期の頃にあったと思うが、そういう混乱は守口市内のどこの学校に行っていたかとなったときに混乱は起きるのか。

(事務局) 東京は選択制でどの区域の学校に行ってもいいことから、自分の本当に近くにある学校が寂れていたり、廃れていたり差が出てきたということがあ

る。しかし、京都では、区域がある中で小・中一貫教育を推進していくということで、地域があるなかで地域で子どもたちを育てていくという考え方を持っていた。守口市としても、小学校に通う子どもたち、中学校に通う子どもたちを、地域が支え、一緒になって育てていく。このような考えを持っている。そのため、東京であったような混乱は起こらないと考えている。

(委員) 小・中一貫教育の推進については、全国的にもそういった流れがあり、守口市でも一緒と感じている。教育センターで冊子が作られていることは今初めて知ったが、そういう情報も積極的に頑張って情報を得ようとすれば得られるかもしれないが、普段から受動的に入ってくるような状況であってほしい。守口市がどういう経緯で小・中一貫校を進め、どういう現状かということ簡潔に、たとえば、いちばん大事なところだけをまとめて学校でプリント1枚配布してもらえるだけでもだいぶ違う。積極的に情報を取りに行かなくても、受身でも入ってくるような情報がほしい。

(事務局) 簡易版のパンフレットを過去にカラー版で家庭に配布したことがあり、学校便りでは、積極的に発信するよう、様々な場を設けて、「目指す子ども像」や小・中一貫の取組み、たとえばクリーン運動、声かけ運動など地域の方が一体となって、学校も小・中一体になって行っている活動を発信しているが、まだまだ不十分であるということ認識し、さらに懇親会等を通じて発信していきたい。

(委員) 守口市がどういう経緯で進めたか、守口市の現状がもっと知りたい。

(委員) 大阪市の小学校のホームページを見たことがあるが、守口市とは全然違う。大阪市は時々刻々と子どもの様子や写真が載せてあった。守口市でもホームページはみんな見ると思う。ホームページを使って、小・中一貫教育の推進や中学校生活での中1ギャップを埋めるには学校生活でこういうことをすればよいということが分かれば活用すると思う。

(事務局) 現在、全小・中学校で同じようにということで守口市全体としてシステムを作って、その中に学校を入れていこうということで、これは予算も時間もかかることだが検討している。実際に内容については、各学校がそれぞれ工夫しているところだが、安易に情報発信すると、過去に、それが原因で子どもが危ない目に合ったという事案が何件もあり、慎重になっている学校等もあることから、今後、何が重要かを検討していきたいと考えている。

(議長) 発信力を高めて欲しい。それでこの文言に関してはどうするか。

(事務局) 事務局で考える。

(議長) 次に、昨年度計画を策定後、保育施策が変わって5歳児健診が始まった。5歳児で発達障害等を見つけ、それを保護者の同意があれば、小学校へ情報を送り、最終的には就労まで面倒をみる。事業計画が出来上がった後に、今回のように新たな事業が出てきた場合、計画(分冊)で枝番をつけて足した事業があるが、5歳児健診はどういった形で対応するのか。

(事務局) もともと、本編の中にある「子どもの豊かな成長支援」の「障がいのある子どもへの支援」のなかで市内の全乳幼児の健康診査を実施し、障がいのあるお

子さんに早期発見と適切な対応をしていくような事業・取組みがある。この中に5歳児健診が入ってくると考える。

(議長) その後の情報共有等を含めたフォローの問題はどう考えるのか。

(事務局) 本編の42頁に、「施策 No. 4 乳幼児健診の充実」で掲載がある。乳幼児が生まれてから何年何か月という段階で検診があるといった内容だが、今回就学前としてほぼ最後になるであろう5歳児健診が創設された。その後の小学校への連携では、46頁に「施策 No. 18 幼・小連携強化の取組み」という項目があり、就学前の各施設、市立小学校において、子どもの発達の連続性を踏まえた教育を行うとしている。市立小学校の円滑な接続といったことで、こういったことについても取り組んでいくと考えている。

(議長) 枝番号をつけずにいくということか。

(事務局) 今回、本編の内容にかかわる内容なので、いったん昨年度に審議を終えているということからすれば、この中で十分読み込んでいけるので、特段書き込むべきでないと思う。

(委員) 5歳児健診に関しては、去年、あまりにも突然だったので私立保育会としては実施をだいぶ渋った。小学校に結果をつないでいくということで実際に事業を受けるかどうかの判断は保護者に委ねた。保護者がどういうふうに保健センターと連絡をとったかは、わからない。今後どういう形で事業を進めるのか疑問である。

(事務局) 今年度初めて立ち上げた事業で、守口市内に在園されている子と親には、5歳児健診のスクリーニングのアンケートとして9月に配布した。協力してもらった園には、担任の先生にも同様のアンケートを配付し、親と担任の先生の両面から同じアンケートを実施し、二面からアンケートを書いてもらい、回収・分析という形でスクリーニングした。現在、子どもの巡回を始めるということで11月の中旬に協力してもらっている先生方に会議に出てもらい、巡回に向けての動きを統制し、11月下旬から園を回っている。守口市に在籍の子で、各園年中クラスに保健師、臨床心理士、保育士3～4名が伺い、子どもの様子を観察。その後、園の先生と巡回の結果や気になる子についての今後の支援についてのカンファレンスなどを行う。そこから導かれた結果を順次まとめて、今年度の終わり頃に再度協力してもらっている先生に集まってもらい、結果を返していく。

(委員) 私立幼稚園でも、全部配った。事前に保護者に協力を頼んだ。1歳半健診や3歳児健診に行って指摘があった件は幼稚園就園前に親が話に來たり、試験結果の状況等をもって来るので、園も詳しく把握している。市が、一生懸命になって過干渉や過保護の親、無関心の親、虐待の親、支援が必要な子どもをきちんと見たいと頑張ってくれるのはいいことだと思う。巡回前に親から集めたアンケートを渡したところ、先日巡回に來られて、結果の書かれている紙には点数が書かれている子どもの名前があった。そこには親から少し問題があると言われていた子どもの名前がいくつかあり、半日程度見て、その後、子どもの絵

等いろんなものを分析したが、終わってから幼稚園の先生がこの子どもはちょっと問題があるとか、生まれつき遅いとか、こんな人見知りをするということを手前に話をしているにも関わらず、臨床心理士は絵を見て、この絵は手が無い、足が無い等指摘していた。その様子を見た担任の先生達は、巡回が終わってから、あのような形で巡回に来て、その日だけの子どもの行動を見て、本来は子どもは日によっていろいろな表情を見せるのに、子どもの本質を見られるわけがないと非常に不愉快そうだった。臨床心理士はそうでなく、何か大きな問題がある子はいないだろうか、就学してからも大丈夫だろうか、家庭は大丈夫だろうかという目で見ているだけだから、何も絵を分析したり子どもを分析したり、一刀両断に斬るわけではないと言って聞かせた。しかし、大事にしている子どもたちが作った折り紙などいろいろなことを、きちんと見せようと思って並べていたのに、時間がないのでいいという感じで、目の前の絵だけを見てすっさと行ってしまった。一生懸命やっている担任の先生にしたら、子どもを斜めからちょっと見て帰って、後で結果を伝えてくる。そしてまた来年4月もお願いしますと言われた。担任の先生はもう嫌だと言っている。保護者には保護者の思いがあり1歳半検診で言語が遅い、何々ができないと言われたことで、非常に心を痛めている。親をナーバスにすると、幼稚園の先生にすると教育がしにくくなる。子どもを大きくみるというおおらかな教育が大事だと思う。例えばフィンランドでは、1週間に何日か言語療法の先生に来てもらい見てもらうとか時間をかけて行すが、日本はお金をあまりかけないので、子どもを丁寧にみることができない。臨床心理士の先生が、どういう経歴やキャリアをもっているのか知らないので市に確認すると個人情報なので申し上げられないと言われた。方法を少し考えないと、人の心を傷つけるという面もある。保健センターに行くと、初対面の人に名前が言えないとか集中して見ないとか挨拶をしないとか、悪いことをいっぱい言われてお母さんも落ち込んで帰って来て、結局そのフォローをするのが園の先生である。市は思っている方向と違う方向で親の心を傷つけてしまっていることがあり、よくないと思う。

(委員) 1歳半健診、3歳児健診に行くと、ちょっと遅れがある、心配事がある等と言われた保護者を励ましその後の保育に繋げていくわけだが、保育会が反対したのは、現在でもそれなりに検診をやっているにも関わらず、次は臨床心理士が入って来て二重・三重に同様のことをしている気がしたから。今後そういう議論の場があれば1回聞いてみようとは思っている。

(委員) 私は医師会から派遣されている小児科医の1人である。医師会からは2人の小児科医が行っている。保健センターの臨床心理士たちとこうした事業を支えている。私自身も小児科医をしながら、自分のところに生後1か月の子どもがワクチン接種の受診に来るし、10か月健診では開業医が見て、1歳半検診は保健センターに受診しに行く。そして3歳児健診もとても重要なので受診してくださいと言われる。「子ども・子育て支援事業計画」にもあるとおり守口では、いろんな科目が入る検診がすでにたくさんある。これは市の保育に対する情熱

を感じる。しかし問題は、学校につながるときに15の春があるように、小1の春もあると思う。自由保育とかいろんな保育の形があると思うが、歴史とともに保育の形も変わってきた。昔は、子どもたちが小学校に上がると、突然机に座らされ、前向いて勉強しましょうということなり、一時学級崩壊が問題となった。また、就学前までは保育所は午後8時まで預かってくれていたが、就学後、学校に行ったら3時に帰ってくることで、保護者の仕事にも影響がある。就学のタイミングというのは、大きな環境の変化だと思う。そんななか、就学後の教育にアプローチするための検診事業が保健センターから出て来て、とてもいい案と思い医師会から協力させていただいている。

保健センターの保健師、看護師、臨床心理士の方々は他市の様々なところの5歳児健診を見学に行かれたと聞く。小児科の先生がやっているところもあったが、基本は子どもたちを診断しようとか、子どもたちを見極めようとかという視点で診断するという目線ではまったくない。日常の保育の中にいる子どもの形を見に行く。保健センターに来ると、初めて見る先生の前で子どもたちは萎縮する。そこでの検査が全てでないことを逆にみんな知っている。子どもたちが自然の場でどういう形でいるのかということをお私たちが出張して見に行く形。これは保健センターからすれば大きな労力。当然そのための手当が出ているだろうし、どれだけの予算が今後必要なかと思うが、その大きな労力を何とか子どもたちが就学に向けて順調に進めるように力を注いでいるというところなので、今後のやり方についてはいろいろなご意見を聞きながら変わっていくと思う。幼稚園や保育所に出張しているのは、子どもたち一人一人の自然な姿を見ていきたいという思いである。

(委員) 教育でも一人一人、違うものである。両親が長男長女の場合、子どもの兄弟の数など、家庭環境も全然違う子どもたちなのだから、子どもの能力、アビリティについても全然違う。

以前聞いた話では、300gや400gの未熟児として生まれた子は、保育園・幼稚園は無理だから、保健センターで預かりますと言われたが、いざ行くと毎日親も泣くだけで楽しくない。お兄ちゃんは幼稚園に来ているから、ぜひ預けたいと言ってこられた。その子はわかき・わかすぎ園にも行かれていたが、最後はほとんど幼稚園に来ていた。他にも、水晶体を割ってハードグラスを入れているので保育園や幼稚園ではどこも預からないと言われたと親が泣いて当幼稚園に来られた。今その子どもは幼稚園に通園しておりリトミックもでき、絵も描け、歌も歌えて、すごく成長が著しい。子どもというのはいいい環境においてやらなきゃいけないと思って、必死で教育している。臨床心理士も一生懸命やっているのはわかるが、色眼鏡が少しかかっているのではないかと幼稚園の先生たちは思ってしまう。市側がこういう目的でこういうふうにしたいということをお先生方にもわかりやすく解説してもらえればこれからの連携がうまくいくのではないかと。検診に来られる方々は心理学や臨床心理学の専門ということで子どもの見方が幼稚園の先生とは違うのではないかと不安を持っている。小学校

に行ったときのギャップが問題になるかならないかが子どもの教育・年齢にとって大事なことで、そこを平坦にするためにいろんな子どもがいる中でどの程度のレベルまでもっていったらいいのかを考えてくれているのではないかと行って聞かせている。私たち幼稚園も小さい子を預かる施設として大変な思いです。私たちが一生懸命努力をしても、今後は親の家庭教育へも繋げていかないと、例えば親がテレビばかり見るとか、自転車で真っ暗闇の中、発進してはいけないとか、そんなつまらないこともきっちり教えてあげれる環境作りをしないといけない。今の保護者はそういうことをわかっていないのが現状である。

(委員) 3歳の検診後に5歳児での健診というのは、私はとても必要だと思っている。子どもにはそれぞれ特徴があって、例えばある子は視覚優位だが、反対に聞くことが苦手だという子たちもいる。こだわりがある子たちもいる。健診でこういう特徴があると早くわかっていて親にも知らせてもらっていると、保健師が保護者を連れて、教育相談に何回も来られる。来て一緒に話をし、こういうことを学校で配慮すると話をし、場合によっては、担任だけでなく、支援学級に在籍して二人の先生に診てもらった方がいい場合もあるかも知れない。検診があることで、その子の特徴をつかんでその情報を上げていくことができると思っている。その子に必要な対応をすることで治していかないといけない。子どもを傷つけるのは絶対よくない。子どもを早い時点からその子の特徴や良さを知りその子に合わせた教育をできる限りしていくのが大切だと思う。

(委員) 私は発達障害の子どもがいて支援学級に入れているが、5歳で見てもらえると早く親が気づける。私自身は1歳半から思っていたので、関西医大に連絡を取り、当時保険がきかなかったので数万円かけて検査をして分かった。出向ってもらえて、兆候がわかるというのはありがたいと思う。実際そういうところを見ているのなら、教育相談にも行って話などもできる材料となるので、健診が増えるのは、障がい者の親としてはありがたい。

(議長) 他に何かあるか、第3章を見てから第2章をもう一度考えようということだが、第2章は全部が全部書いていないので、特別なところは注意書きしてあるが、このままでよろしいか。

公民館の話が出たが、ここに書いてあることは何らかの形で継続事業として実施する。空欄や担当課なしということはないということだが。

(委員) 公民館に関して、後ほど条例が決まり次第文言は変えていくということで、要望だけ言わせてもらおう。子どもの工作とかケーキのときは材料費はもらわないといけない。サークルも材料費とか経費をもらおうが、現在使用料はもらっていない。生涯学習センターが使用料を取るという話をきいたが、公民館の文化サークルはいろいろあると思うが、全てが地域コミュニティセンターに入れるわけではないと思う。高齢者が3人ぐらいで浪曲をする等、私達の子育ての部分でそんなに高いお金を出せない等あるので、その部分を考えてもらいたいと思う。

(事務局) 公民館から地区コミュニティセンターに転換された場合は一定の使用料を徴

収させていただきたいと考えている。コミュニティ施設については、今後 50 年 60 年と長い年月使用していきたいと考えており、老朽化の問題や備品等の破損の問題もあるので、応分の費用徴収はさせてもらいたいと考えている。料金は、皆さま方が利用しやすい料金体系を考え、できるだけ安価に設定したい。

(委員) 免除規定とか教育目的とかはないのか。

(事務局) 決定ではないが、減免規定を設ける予定はある。サークル活動をされている方については、現在検討中で、今後の議論の中で決まってくると考える。サークル活動については、継続してされるものであり、その辺も踏まえたところで考えたいと思う。

(委員) 就学前の貴重な情報収集の場であったり、高齢者の方が来たりして、それがなくなったら家に閉じこもってしまうのでぜひ検討してほしい。

(事務局) 例えば高齢の方が利用する場合は、ふらっと来てしゃべって帰るというのも必要なもので、一般開放を公民館や地区体育館でやられていることも踏まえて進めていきたいと考えている。

(委員) 公民館の場所が地域コミュニティセンターにそのまま移行するような形になるのか。その後はどうするか。

(議長) 全体的なコミュニティセンター構想の簡単な説明をまずして欲しい。

(事務局) 社会教育、生涯学習の拠点としての公民館は、地区体育館も含めて総合型の施設としてコミュニティセンターに転換したい。現在 10 館 1 分室の公民館は、平成 28 年 4 月 1 日付けで、コミュニティセンターとして活用したいので、12 月市議会定例会において、条例案を提出したが、継続審議になり、閉会期間中においても審議されることとなる。議会で可決されたら、平成 28 年 4 月 1 日からスタートとなる。また、旧藤田中学校跡地に仮称東部エリアコミュニティ拠点施設を建設する予定で、その施設が旗艦館となり、例えば現在の中央公民館のような役割を担う施設として来年から建設することで現在進めている。それと地区コミュニティセンターをつないだ形でコミュニティを形成していきたいと考えている。

(議長) 現状の公民館はそのままコミュニティセンターに移管し、東に新しい 1 館をつくりそこが中心な役割を果たすということか。

(事務局) 東部エリアで考えているのはそのとおり。あと中部・南部との各エリアに拠点となる施設を建設する案もある。その拠点施設が出来た暁には地区コミュニティセンターの一定の集約を図っていきたいと考えている。

(委員) 今の話では 10 館がそのまま残るといのように聞こえるが、10 館を 3 館ぐらいに減らすという話ではなかったか。

(事務局) まず、平成 28 年 4 月 1 日に地区コミュニティセンターに転換されれば、その時点では現在ある公民館・地区体育館についてはそのまま活用する。ただし、拠点施設の整備に合わせを図って参りたいと考えている。現案では、最終的に拠点施設 3 館整備時において、現在の公民館は 5 館、地区体育館は 6 館を活用したい。

- (議長) 最終整備までは何年計画と考えているのか。
- (事務局) 東部エリアの拠点施設は、平成 29 年度に建設完了する予定。中部・南部エリアについては建設予定地の決定が未だされていないので先になりそう。案としては、中部については市庁舎周辺、南部については、寺方小学校跡地という案だが、現在まだそこまで議論は出来ていない。
- (議長) 現有の公民館等の老朽化の問題はどうか。
- (事務局) 拠点施設は新たに建設するが、現在の公民館、地区体育館を地区コミュニティセンターとして活用していくうえで、昭和 56 年以降に建てられた公民館・体育館は、新耐震基準を満たしているので活用できる。庭窪公民館や錦公民館など耐震がされていないが、拠点施設予定地との絡みで、場所的な関係上活用したいと考えている。ただし耐震されていないので、建替え等々を考える必要があると認識している。
- (委員) 既存施設を活用するという事は、古い施設でも使用料は徴収されるのか。新しいところで取られるのは納得できるが。
- (事務局) コミュニティセンターとなれば、既存施設についても修理や備品を新しく購入するなどあり、今後の建替えなども考慮すると費用を徴収したいと考えている。
- (委員) 使用料をどうしても徴収しないといけない場合もあると思うが、市の施策・方向なので、その辺は配慮して欲しいと思う。
- (議長) 最後に補遺の部分が付け足されて、修正があるとのことだが。
- (事務局) 第 3 章に新たに補遺という項目を追加している。これは平成 28 年より開始する事業の「不妊治療にかかわる医療に対する費用の経済的支援」についての記述で、大阪府の補助金対象事業であり補助金交付要件として、「次世代育成支援行動計画」の位置づけを有する計画、つまり、「守口市子ども・子育て支援事業計画」に掲載する必要があることから、追加するものである。しかし今回審議している分冊に掲載することになった 30 の事業・取組みの推進項目のいずれにも属さない事業・取組みであることから、本来は昨年度策定した本編に掲載しておく事業だったという意味合いで、本編を後から補い加えるという位置づけで、補遺という名称で追加してはどうかと考えている。
- また 31 頁から 34 頁にわたって、各種事業・取組みを掲載しているが、第 1 回懇話会では、当初事業・取組みの名称は記載せず、「施策 No. 1～12 は本編に記載している」、「施策 No. 13～22 は分冊に掲載している」と記載していたが、事業・取組みの名称や、本編または分冊の何頁を見ればよいのか分からず非常に分かりにくいという指摘があったため、事業・取組みの名称及び参照先の頁数まで伝える形に変更している。
- (議長) 補助金対象のため、どうしても次世代の計画の中に入れたいとできない。入れざるを得ないため、補遺という形で掲載する。対象は現状不妊検査のみで、不妊治療に拡大するかどうか定かでないため、現状が検査のみで内容は検査に要する費用の一部を助成するとなっている。

- (委員) 内容を読んでいると、第1子目ができない場合という文面に見えるが、2人目がほしいということで不妊治療を受けられる方もいると思うが、これは1人目の子どもがいない人のみが対象なのか。
- (事務局) 2人目・3人目においても、望んでいるなら対象となる。
- (委員) 「妊娠を望む40歳未満の女性」と年齢まで記載しているが、敢えてここまで記載する必要があるのか。最近では40歳を超えて出産される方もたくさんいる。この書き方だと40歳の方はどう思うか。
- (事務局) 40歳とした理由は、厚生労働省でも、国が現在行っている不妊治療の助成で、43歳未満に決められている。ただ年齢制限を43歳とするかどうか厚生労働省でも議論があり、年齢もどうすべきか議論されたようだが、妊娠出産の可能性が下がってくるというだけでなく、母体への影響が非常にある。例えば妊娠した場合、高齢になると高血圧症候群になりやすいと言うことで、リスク等が43歳以上で30代の妊婦の2倍高血圧症になりやすい。そのような母体への健康面も考えたうえで苦肉の策で年齢制限を設けた。
- (委員) 補助対象がこの年齢というのはよくわかる。ただ、次世代育成計画の中に年齢まで記載して書く必要があるかということで、実際に支援を受けたいと思ったときに、行政的にこの年齢まで出ますというのはよいと思う。ここは消してしまった方がよいのではないか。これ以上は悪い、これ以下は良いというような話になる気がする。
- (議長) 計画や事業計画は、結構おおまかに掲載し、それに対して具体的な施策を実施する。この場合は先に施策ありきで、それを事業計画にもっていくから、逆に具体的な言葉が入ってくる。簡単に不妊に関わる検査・治療に関する補助・助成をするという一文だけでいいわけで、ものすごく具体的に書きすぎてしまっているのが、今後何かの展開があったときに広げにくくなる。そういうこともあるのでもう少し大枠にしないか。
- (事務局) 年齢の部分などについて事務局で調整して、修正案として出したい。
- (議長) 用語集をつけるのか。
- (事務局) 用語集は、鋭意作成しているところで、どの文言を入れるかというところで、すべてをまだ網羅できていないので、ある程度の段階でお示ししたい。
- (議長) 次に出してそれで終わりということか。
- (事務局) 第4回懇話会時に、事務局の案として用語集をこの言葉、この言葉という内容を示したい。
- (議長) できるだけ早いうちに何らかの形で示してもらいたい。今後の会議日程について。

(3) その他

【今後の会議日程について】

- (事務局) 第4回は1月上旬から中旬ごろの開催を予定。次回懇話会で承認いただいた

内容で、1月中旬以降に答申を行い、その後パブリックコメントを1か月間実施する予定である。

(委員) 答申案として出てくると考えたらいいか。

(事務局) そのとおりである。目次もすべて、用語集まで揃えて行きたいと考えている。

(議長) 最終的にパブリックコメントが終わって、2月の末にそれに対する何らかの形の報告等はあるか。

(事務局) パブリックコメントの意見について、どのように計画に反映するのか、事務局でとりまとめて、報告差し上げたい。

また、この冊子は、概要版も作成するので、その概要版の詳細なデザインについては示すことができないかもしれないが、だいたいの内容・方針で作りたいと考えている。

(4) 閉会